

第4章 庁舎建設の基本方針

1 基本理念

「基本的な考え方」においては、以下の5つの基本理念を掲げています。

本計画においては、この基本理念に基づき、現庁舎の課題解決と基本理念を実現するための基本方針を定め、具体的な機能を検討します。

【庁舎建設のための基本理念】



2 基本方針

5つの基本理念を具体化するにあたっての考え方を基本方針として整理し、SDGs⁵の考え方を反映した持続可能な庁舎を目指します。

方針Ⅰ

町民の利用が多い窓口を低層階に集約配置することで、一連の手続きがスムーズに行える窓口機能を確保するとともに、施設内外にわたりユニバーサルデザインを導入するなど、誰にでもわかりやすく、利用しやすい庁舎を目指します。

方針Ⅱ

高い耐震性を確保し、町民が安心して利用できる庁舎にするとともに、災害発生時には防災拠点機能を十分に発揮し、救援、支援、復旧などに迅速に対応するための機能を備えた、町民の安全・安心を支える庁舎を目指します。

方針Ⅲ

将来の様々な状況に対応していくため、行政組織の機構改革やデジタル化にも柔軟に対応できる事務効率の高い執務空間や設備を備えるとともに、経済的で効率的に庁舎を管理・運営できる、シンプルで機能的な庁舎を目指します。

方針Ⅳ

温室効果ガスの削減や地球環境への負荷を低減させるため、省資源・省エネルギー対策を可能な限り取り入れるとともに、緑の景観形成による快適性を求めた、環境に優しい庁舎を目指します。

方針Ⅴ

町民が町政に積極的に参加し、町民と行政が互いに協力して、まちづくりを推進することに必要な機能を確保するほか、町民との協働や町民同士の交流の拠点となる庁舎を目指します。

⁵ Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標と訳される、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。17のゴール・169のターゲットから構成されている